

議案第91号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律
の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に
伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように制定するものとする。

令和5年11月24日提出

磐田市長 草地博昭

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律
の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(磐田市学校給食条例の一部改正)

第1条 磐田市学校給食条例（平成21年磐田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

(磐田市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第2条 磐田市子ども・子育て会議条例（平成25年磐田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

(磐田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 磐田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年磐田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「嗜好」を「嗜好^し」に改める。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(磐田市保育の必要性の認定に関する条例の一部改正)

第4条 磐田市保育の必要性の認定に関する条例（平成26年磐田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

磐田市学校給食条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正案
<p>(納入義務者) 第6条 学校給食費の納入義務者は、保護者（幼稚園及び認定こども園にあつては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第19条第1項第1号</u>に該当する者の保護者）、教員その他給食を受ける者とする。</p>	<p>(納入義務者) 第6条 学校給食費の納入義務者は、保護者（幼稚園及び認定こども園にあつては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第19条第1号</u>に該当する者の保護者）、教員その他給食を受ける者とする。</p>

磐田市子ども・子育て会議条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正案
<p>(設置) 第1条 磐田市は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第77条第1項</u>の規定に基づき、磐田市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。</p>	<p>(設置) 第1条 磐田市は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第72条第1項</u>の規定に基づき、磐田市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。</p>

磐田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第3条関係）

現行	改正案
<p>(食事) 第15条 略 2 略 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び<u>嗜好</u>を考慮したものでなければならない。 4・5 略</p>	<p>(食事) 第15条 略 2 略 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び^し<u>嗜好</u>を考慮したものでなければならない。 4・5 略</p>

現行	改正案
<p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>	<p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>

磐田市保育の必要性の認定に関する条例新旧対照表（第4条関係）

現行	改正案
<p>(保育の必要性の事由)</p> <p>第2条 小学校就学前子どものうち、その保護者のいずれもが次に掲げる事由のいずれかに該当するものを法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(保育の必要性の事由)</p> <p>第2条 小学校就学前子どものうち、その保護者のいずれもが次に掲げる事由のいずれかに該当するものを法第19条第2号_____又は第3号に掲げる小学校就学前子どもとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>